

十和田地域広域事務組合特定事業主行動計画

令和4年2月3日

この行動計画は、平成28年4月に策定した十和田地域広域事務組合における女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画（以下「前計画」という。）が令和3年3月末で満了したことから、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代育成法」という。）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、十和田地域広域事務組合特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）として新たに策定するものです。

1. 計画期間

次世代育成法は令和6年度まで、女性活躍推進法は令和7年度までの時限立法となっていることから、この計画は令和8年3月31日までを計画期間とします。

2. 対象職員

本計画は、事務局、消防本部、教育委員会に所属する全職員を対象とします。

3. 前計画における目標の達成状況

全体評価

男性職員の配偶者出産休暇等の取得（80%）及び時間外勤務時間の縮減（11時間）については、職場の支援、業務の調整などの理解が進み、目標数値は概ね達成されました。

一方、男性職員の育児休業の取得（10%）については、職員への制度の定着が進まなかったことから目標数値は達成されませんでした。今後も引き続き育児休業について、制度の趣旨や必要性の理解を深め、安心して利用できる雰囲気づくりのための取組が必要です。

取組状況

(1) 男性職員の育児参加の促進

① 配偶者出産休暇等の取得

目標数値：平成27年度の69.2%から令和2年度までに80%以上とする ➡ 達成

目標値 R2年度	R2年度	R1年度	H30年度	H29年度	目標設定時実績 H27年度
80%以上	100.0%	71.4%	62.5%	83.3%	69.2%

② 男性職員の育児休業の取得

目標数値：平成 27 年度の 0%から令和 2 年度までに 10%以上とする ➡ 未達成

目標値 R 2 年度	R 2 年度	R 1 年度	H30 年度	H29 年度	目標設定時実績 H27 年度
10%以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(2) 時間外勤務時間の縮減

① 時間外勤務時間数

目標数値：平成 27 年度の 13.4 時間から

令和 2 年度までに 11 時間以下とする ➡ 達成

目標値 R 2 年度	R 2 年度	R 1 年度	H30 年度	H29 年度	目標設定時実績 H27 年度
11 時間以下	6.4 時間	8.2 時間	7.5 時間	6.7 時間	13.4 時間

4. 本計画の取組

前計画の目標の評価及び政令で定める行動計画策定指針、事業主行動計画策定指針を踏まえ、目標設定に向けた取組を次のとおりとします。

目標(1) 男性職員の育児参加の促進

- ① 制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇の取得割合を 80%以上にする。
- ② 育児休業を取得する男性職員の割合を 10%以上にする。

<取組内容>

ア 啓発資料の作成

育児休業、配偶者出産休暇、育児参加休暇等の啓発資料を作成し、男性職員についても休暇等の各種制度の活用について周知を図る。

イ 職場の意識改革の推進

職員や職員の妻が出産予定の場合、できるだけ速やかに所属長に申し出るよう周知を図る。また、職場全体で休暇を取得しやすい雰囲気を作るよう努力する。

目標(2) 時間外勤務時間の縮減

【数値目標】 11 時間以下

<取組内容>

時間外勤務の縮減

日常的な事務処理又は業務等について見直しを実施し、効率的な処理に努めるよ

うにすることで時間外勤務等の縮減に取り組んでいく。

目標(3) 年次有給休暇の取得

【数値目標】 15 日

<取組内容>

年次有給休暇取得の推進

ア 職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の促進を図ります。

イ 周りの職員の休暇取得にも配慮し、お互いに休暇を取得しやすい職場環境を作ります。

ウ 休暇等と年次休暇を組み合わせた連続休暇の取得を促進します。

エ 子どもの看護を行うための特別休暇の取得を促進します。

その他の取組内容

① 女性職員の派遣等の働きかけ

本組合は、構成市町村からの派遣が大半を占める組織であることから、構成市町村に対し女性職員の派遣等を働きかけていく。

② ハラスメント等の防止対策

ハラスメント等に対する理解を深め、職員一人ひとりが職務遂行上の能力を十分に発揮できるよう、良好な職場環境の確保に努めます。

③ 積極的な情報発信

次世代育成法及び女性活躍推進法に基づく公表をはじめ、取組や目標の達成状況など情報発信に努めます。